

平成26年度
優良PTA被表彰団体の決定について

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日
文部科学大臣決定
平成25年4月12日
一部改正

1 趣 旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織、運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算、経理が適切であること。
- オ 広報活動が活発に行われていること。

(2) 活 動

- ア 学校教育及び家庭教育に関する学習活動その他成人教育に関する諸活動が活発に行われていること。
- イ 地域の教育環境の改善に効果を上げていること。
- ウ 児童・生徒等の学校外における諸活動の促進や生活指導に関する活動が活発に行われていること。
- エ PTAの諸活動において、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図っていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあつては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあつては5団体以内の推薦分をこれに加えることが出来る。）を選考し（選考にあたっては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。）、被表彰候補団体としての推薦順位を付し、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあたっては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考にあたっては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦されたPTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があつた場合は、選考・決定を取り消すことができる。

優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号）第6条の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 組織がよく整備されていること。
- イ 会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算、経理が適切であること。
- オ 広報活動が活発に行われていること。

(2) 活動

- ア 学校教育及び家庭教育に関する学習活動その他成人教育に関する諸活動が活発に行われていること。
- イ 地域の教育環境の改善に効果を上げていること。
- ウ 児童・生徒等の学校外における諸活動の促進や生活指導に関する活動が活発に行われていること。
- エ PTAの諸活動において、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図っていること。

2 前項の規定にかかわらず、表彰の期日において次の各号のいずれかに該当するPTAは、表彰の候補者となることができない。

- (1) 過去3箇年の間に神奈川県教育委員会表彰、文部科学大臣表彰等を受けたPTA。
- (2) 発足した日から3年を経過していないPTA。

(推薦)

第3条 神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。

2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰表彰候補PTA推薦書（別紙様式1）に、表彰候補PTA調査票（別紙様式2及び別紙様式3）及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(被表彰PTAの選考)

第4条 教育長は、前条により推薦されたPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。

2 被表彰PTAの決定に当たっては、優良PTA表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第6条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

2 優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱（平成7年6月27日制定）は、廃止する。

附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

- 附 則 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 22 年 2 月 5 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 14 日から施行する。

別 表

推薦者	推薦対象 P T A
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校及び高等学校の P T A
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校の P T A
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校の P T A
神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の P T A
神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長	県立の高等学校及び中等教育学校の P T A
神奈川県知的障害養護学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県肢体不自由養護学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県聾学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県盲学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県私学保護者会連合会会長	私立の小・中学校、高等学校及び中等教育学校の P T A
横浜国立大学教育人間科学部長	横浜国立大学教育人間科学部附属小・中学校の P T A

1 文部科学大臣表彰

被表彰団体2団体

団体名	会長	校長
川崎市立宮内小学校PTA	風間 隆芳	丸山 衛
川崎市立枳形中学校PTA	杉山 昌人	海老沢 衛

表彰式：11月19日(水) ホテルニューオータニ

2 神奈川県教育委員会表彰

被表彰団体5団体

団体名	会長	校長
川崎市立田島支援学校PTA	加藤 敦子	高木 正之助
川崎市立南加瀬小学校PTA	大内 由美子	富岡 寛
川崎市立大谷戸小学校保護者と先生の会	清水 純	石塚 綾子
川崎市立西梶ヶ谷小学校PTA	伊藤 光徳	佐藤 勝
川崎市立東柿生小学校PTA	池田 篤志	小川 俊哉

表彰式：11月14日(金) 神奈川県庁

【参考】(社)日本PTA全国協議会会長表彰

被表彰団体2団体

団体名	会長	校長
川崎市立古川小学校PTA	鉄橋 英明	保坂 正行
川崎市立金程小学校保護者と教職員の会	臼井 庄吾	小松 良輔

被表彰者1個人

氏名	所属
小原 良	川崎市PTA連絡協議会前会長

※川崎市PTA連絡協議会からの推薦

表彰式：11月19日(水) ホテルニューオータニ

被表彰団体業績

【文部科学大臣表彰】

川崎市立宮内小学校PTA

- 会員の意見や要望をアンケート等で取り入れ、会員の総意を反映させた活動を行っている。
- 年3回の広報紙、文集、各種たよりを発行し、会員に積極的に情報提供を行っている。
- PTAなら誰でも利用できるPTA図書を学校内に設置し管理・貸出を行っている。
- 毎年4回開催される成人講習会やPTA部活動など保護者の学習活動が盛んである。
- 全世帯に腕章を配布し地域全体の防犯意識の高まりに寄与している。
- 「地域の子どもの安全を考える会」を主催し地域との連携を深めている。

川崎市立柞形中学校PTA

- アンケート結果を元に行事の改善を図るなど、会員の総意を反映させた活動を行っている。
- 総会・各委員会ともに出席率が高く、活発な活動が行われている。
- 保護者からの要望を取り入れながら、充実した家庭教育学級を年2回実施している。
- 年4回の定期テスト時に「朝の声かけ運動」を実施しテスト前の生徒の励みとなっている。
- PTAによる「高校見学会」を実施し、他のPTAの模範となっている。
- 多摩川の美化活動に取り組み、地位の環境改善や河川愛護の意識の高まりに寄与している。

【神奈川県教育委員会表彰】

川崎市立田島支援学校PTA

- 在校生だけでなく卒業生も支えるために、OBと協力して「いなほの会」の活動に取り組んでいる。主な活動としては、障害をもつ子ども達の医療・福祉・進路問題などを解決するために、悩みを抱えた保護者の相談窓口となり、市の障害福祉課や区の障害者支援窓口との連絡や対応に取り組んでいる。また「川崎みなと祭り」や「幸区民祭」ではお好み焼きを調理・販売し、地域へのアピール活動にも積極的に取り組み、大きな成果を上げている。
- 役員会を中心に実行委員会のチームワークが良く、それがPTA全体の団結力に繋がっている。さらに実行委員会とは別に学校教育ボランティアを募り、保護者や兄弟、またOBも何らかの形でPTA活動に参加できるよう配慮されている。主な活動は行事におけるパトロール、本の読み聞かせ(本の会)など。「本の会」は月2回開催され、11月の学習発表会においては手作りのパネルと人形を使ったパネルシアターを発表し、大変好評を得ている。

川崎市立南加瀬小学校PTA

- かせっこフェスティバル、スーパー育メン、おはなしランド、朝の読み聞かせなどの活動を会員に呼びかけ、ボランティア等を募り、PTA委員だけでなく会員全体で充実したPTA活動を展開する工夫と努力を長年重ねており、その成果として多くの参加者を得るなどの広がりを見せていて、他のPTAの模範となる活動を展開している。
- 鶴見養護学校との交流や警察、町内会、防犯指導委員と連携したかせっこパトロール、地域ふれあいの会への運営協力、運動会への地域の団体との連携など、多彩な地域行事を生み出してきており、地域と積極的に連携し、大きな成果をあげていることも特筆すべき点である。

川崎市立大谷戸小学校保護者と先生の会

- 周辺地域の発展や道路整備に伴い、通学路の防犯安全確保の充実に全会員と地域・父親も共に積極的に取り組んでいる。会員の声も取入れ安全マップを毎年更新、その情報を共有する事で、学校・地域・PTA が一丸となり子どもを見守る体制が他校PTAの模範となっている。登校の見守りなど毎日のPTA活動が交流の場となり、新しい住民も地域や学校に馴染みやすい環境を作っている。学区内の聾学校と子どもが交流し、PTA も行き来することで、相互理解が生まれている。
- 学校近隣に大型マンションがある大規模校。3 委員会各 36 名/2 委員会は各 18 名(全委員数 144 名)という大人数体制を生かした委員会を PTA の主役とし、多岐にわたる多くの事業を活発に行っている。各委員会の相談役に役員が担当として付き、負担の大きい委員長とその活動をサポートし、積極的に活動しやすい体制を作っている。役員は縁の下の力持ちとして、学校・地域・PTAをつなぐ役割を果たし、大変協力的な地域やOBの力を借り、日々のPTA活動を支えている。

川崎市立西梶ヶ谷小学校PTA

- 環境や図書、教科支援のボランティア活動に一般会員が積極的に関わる一方、家庭教育学級では広報に工夫を凝らし、より多くの参加を得るなど学校教育及び家庭教育支援に大きな成果を上げている。これは、他のPTAの模範となっている。
- 通学路の交通安全指導や校外委員会で通学路の安全について調べるほか、地域の町会などとも情報を交換し、地域と一体となって安全な環境づくりを行っており、地域の教育環境の改善に大いなる成果を上げている。

川崎市立東柿生小学校PTA

- 保護者がPTA活動に理解を深め参加しやすくなるような環境作りに大変積極的に取り組んでいる。月一回発行の運営委員会だよりで常に最新の情報を発信し、また、PTA役員が中心となり有志の協力も得て作成した「東柿生小ナビBOOK」を発行するなど、保護者へのきめ細かい対応とPTA活動の推進に努めている。
- 地域との結びつきを非常に大切にしており、常に開かれた活動を心掛けている。祭りなど地域の行事に積極的に参加し、またPTA主催の「東柿生小まつり」に多数の地域の団体の参加がある等、地域との連携に積極的に取り組んでいる。25年度新たに「PTA掲示板」を設置し、地域へ常に最新の情報を発信し、理解を深めてもらうような取り組みを行い、好評を得ている。